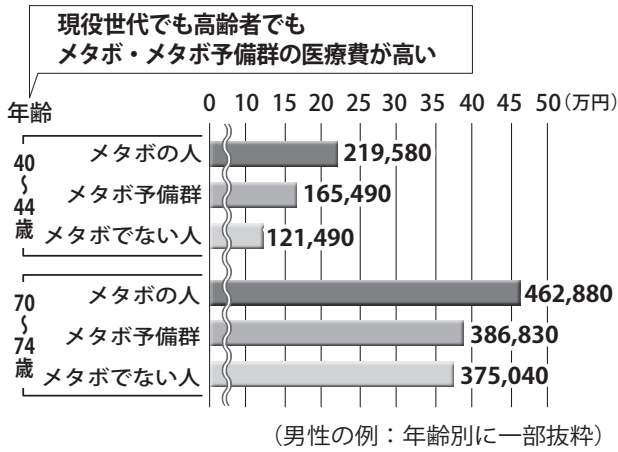


医療費が多くなるから 家計節約のためにも メタボ対策を

厚生労働省の調査によると、メタボでない人に比べて、メタボ予備群やメタボの人の医療費が高いことがわかりました（グラフ参照）。これは、平成21年度の特
定健診の結果、メタボやメタボ予備群とされた人たちの平成22年度にかかった医療費を分析したものです。メタボ関連疾患以外の医療費も含まれているものの、メタボの予防・改善が医療費の節約につながることは確かでしょう。



資料：「メタボリックシンドローム該当者・予備群と年間平均医療点数の関係」(厚生労働省)

公告

公告第175号 組規約の一部変更について

組規約の一部を下記のとおり変更したので、公告します。

記

①第44条の2の次に、以下のように第44条の3（特定被保険者の保険料額）を加える。

(特定被保険者の保険料額)

第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成25年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については平成25年4月1日から施行する。

公告第176号

健康保険料率及び介護保険料率の変更について

当組合の健康保険料率を1,000分の84から1,000分の94に変更し、介護保険料率を1,000分の17から1,000分の16に変更したので、公告します。

平成25年3月1日（平成25年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成25年4月分保険料）から変更するものです。

1. 健康保険料率の変更について

当組合の健康保険料率が下記のように変更になります。

		一般保険料率	調整保険料率	合計
変更前	被保険者	41.290/1,000	0.710/1,000	42.000/1,000
	事業主	41.290/1,000	0.710/1,000	42.000/1,000
	合計	82.580/1,000	1.420/1,000	84.000/1,000
変更後	被保険者	46.345/1,000	0.655/1,000	47.000/1,000
	事業主	46.345/1,000	0.655/1,000	47.000/1,000
	合計	92.690/1,000	1.310/1,000	94.000/1,000

2. 介護保険料率が下記のように変更になります。

	被保険者	8.500/1,000	変更後	被保険者	8.000/1,000
変更前	事業主	8.500/1,000	変更後	事業主	8.000/1,000
	合計	17.000/1,000		合計	16.000/1,000

公告第177号

任意継続被保険者の新年度保険料について






健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬月額等を下記のとおり公告します。

平成25年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額は340,000円で、保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	340,000円（第24等級）
健康保険料月額	340,000円 × 94/1,000 = 31,960円
介護保険料月額	340,000円 × 16/1,000 = 5,440円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。

(適用期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日)

事業概要 (平成25年2月末現在)		被保険者数		被扶養者数	
事業所数 	8事業所		男 1,516人 女 705人 計 2,221人		1,109人 1人当たり扶養率 0.50人
		平均標準報酬月額 	男 364,763円 女 263,146円 平均 332,507円	介護保険第2号被保険者数 	671人